

北栄町社会教育委員兼北栄町公民館運営審議会委員

委員名簿

番号	氏名	所属等	構成等
1	西村 信彦	大栄小学校代表	学校教育関係者
2	萬 章夫	北条中学校代表	
3	岡本 栄里子	北条小学校PTA代表	社会教育関係者
4	大橋 絵里	大栄中学校PTA代表	
5	安田 千秋	町女性会代表	
6	前田 伸雄	自治会長会代表	
7	別本 勝美	文化団体代表	
8	三村 章雄	青少年育成関係者	家庭教育の向上に資する活動を行う者
9	清水 武		学識経験者
10	玉木 純一		

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

<事務局出席者>

番号	氏名	職名	所属等	備考
1	笠見 隆志	教育長	教育委員会	
2	渡辺 健二	課長	生涯学習課	
3	福庭 克展	室長	生涯学習課 文化・スポーツ推進室	
4	川本 伸明	室長	生涯学習課 人権教育推進室	
5	松尾 大介	館長	中央公民館	
6	福田 香織	主幹	図書館	
7	吉田 千成	館長	北栄人権文化センター (ほくほくプラザ)	
8	永田 洋子	理事長	(特非)まちづくりネット	中央公民館 大栄分館
9	荒川 辰也	事務局長	(一財)北栄スポーツクラブ	
10	池口 沙弥香	主任兼 社会教育主事	生涯学習課 文化・スポーツ推進室	

社会教育委員・公民館運営審議会委員の役割、 年間スケジュールについて

社会教育委員

文部科学省のホームページによると…

社会教育委員は、「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。社会教育委員は、学校教育関係者や社会教育関係者、学識経験者、家庭教育の向上に資する活動を行う方々に委嘱され、地域において社会教育に優れた知見を有する人々の知識を社会教育行政に反映させていくことが期待されています。

社会教育委員は、社会教育に関するアドバイスをする役割と位置づけています。

役割（職務内容） ※詳しくは、「社会教育委員の手引き」をご覧ください

①社会教育に関する諸計画の企画立案

地域と行政のパイプ役でもあり、家庭・学校・地域をつなぐパイプ役でもあります。町民の方たちの声や思いを聴き、その声や自分の考えを伝えることで、町民のニーズに沿った計画ができるよう積極的に関わっていただくことが期待されています。（社会教育事業計画など）

②教育委員会への答申・意見を述べること

教育委員会で扱われる事案の中で、社会教育事業として協議が必要だと判断された際に、社会教育委員会に対して諮問されます。それに対して答申します。

また、それとは別に教育委員会に対して意見を述べることもできます。



③上記①②のために必要な研究調査

④青少年教育に関する助言・指導

そのために… ※社会教育委員の手引きより

其の一 地域の実情に詳しくなりましょう。

其の二 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。

其の三 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の活動に参加してみましょう。

其の四 研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。

其の五 社会教育委員同士で、情報交換をしましょう。

其の六 他の委員と協力して、地域の課題と向き合いましょう。

其の七 教育委員会の担当者と意思の疎通を図りましょう。

※出典 社会教育委員の手引 ～行動する社会教育委員を目指して～（平成 24 年 8 月 新潟県社会教育委員の会議）

公民館運営審議会委員

役割は…

- ①北栄町の公民館の管理・運営等、町全体の公民館のあり方について意見を述べること
- ②諮問に応じ答申すること
- ③必要に応じて諸計画を作成すること

任期	令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
会議	2時間程度の会議を年3回程度開催予定
報酬	会議の出席1回あたり3,000円（ない場合もあります）

年間スケジュール（予定）

時期	会議名	場所
5月21日	第1回北栄町社会教育委員会 兼北栄町公民館運営審議会	大栄農村環境 改善センター
(11月)	第2回北栄町社会教育委員会 兼北栄町公民館運営審議会	未定
(3月)	第3回北栄町社会教育委員会 兼北栄町公民館運営審議会	未定

時期	研修等	場所
11月予定	鳥取県社会教育振興大会兼社会教育委員 研修会	西部地区
9月予定	全県社会教育関係者研修会	中部地区
12月予定	社会教育関係者研修会（中部地区） 兼中部地区生涯学習実践研究交流会 ※中部ハイスクールフォーラムの実施	未定
10月30日 31日	第67回全国社会教育研究大会 岩手大会	岩手県盛岡市
11月12日 13日	第47回全国公民館研究集会 東京大会	東京国際フォー ラム
11月20日 21日	第47回中国・四国地区社会教育研究大会 山口大会	山口県山口市

○北栄町社会教育委員に関する条例

平成17年10月1日

条例第80号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び第18条の規定により、北栄町に北栄町社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員は、社会教育に関し次の職務を行う。

- (1) 社会教育に関し諸計画を立案すること。
- (2) 北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じこれに対して意見を述べ、助言すること。
- (3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

(定数)

第3条 委員の定数は、12人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 第1項の任期は、教育委員会の委嘱の日から起算する。

第5条 教育委員会は、必要な事項があると認めたときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則でこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定にかかわらず、合併後最初に委嘱する委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

○北栄町中央公民館条例

平成17年10月1日

条例第81号

改正 平成21年3月23日条例第18号

平成23年3月28日条例第5号

平成24年3月28日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、北栄町が設置する中央公民館に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 中央公民館(以下「公民館」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
北栄町中央公民館	北栄町土下112番地
北栄町中央公民館大栄分館	北栄町由良宿800番地

(公民館運営審議会)

第3条 公民館に法第29条第1項の規定により公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから北栄町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

3 審議会は、館長の求めに応じ、公民館運営に関する意見具申及び公民館における各種の事業の企画運営の参画に当たる。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合は、他の適任者を委嘱することができる。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任(任期)期間とする。

(利用許可及び取消し等)

第4条 公民館を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、公民館の利用を許可

せず、又は許可を取り消すことができる。

- (1) 公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (5) その他教育委員会が利用を不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 公民館の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。ただし、公用又は社会教育を目的とするもの及び教育委員会において特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用者の義務等)

第6条 利用者は、その責めに帰することのできる理由によって公民館の設備その他の器具を滅失し、又は破損した場合は、教育委員会が定める損害額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第7条 教育委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づき、教育委員会の指定を受けた者(以下「指定管理者」という。)に、北栄町中央公民館大栄分館(以下「大栄分館」という。)の管理を行わせることができるものとする。

2 前項の規定により、指定管理者に大栄分館の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 法第22条に掲げる業務
- (2) 大栄分館の利用許可に関する業務
- (3) 大栄分館の使用料の収受に関する業務
- (4) 大栄分館の維持管理に関する業務
- (5) その他教育委員会が特に必要と認める業務

3 第1項の規定により、指定管理者に管理を行わせる場合(以下「指定管理者管理の場合」という。)、第4条、第5条及び第6条中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

4 指定管理者管理の場合、別表の使用料の額は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとし、その使用料は指定管理者にその収入として収受させるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の北条町公民館条例(昭和62年北条町条例第3号)又は大栄町立中央公民館条例(昭和46年大栄町条例第10号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 平成18年3月31日までの利用に係る使用料については、合併前の条例及び大栄町行政財産使用条例(昭和45年大栄町条例第26号)の使用料の例によるものとする。

附 則(平成21年3月23日条例第18号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第5号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月28日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

○北栄町中央公民館条例施行規則

平成17年10月1日
教育委員会規則第18号

改正 平成21年4月1日教委規則第2号
平成23年2月25日教委規則第1号
平成23年3月30日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、北栄町中央公民館条例(平成17年北栄町条例第81号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公民館運営審議会の委員長等)

第2条 公民館運営審議会(以下「審議会」という。)に委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が当たる。

(定足数)

第4条 会議は、委員定数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(議事)

第5条 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録の調製)

第6条 議事録は、公民館長が調製し、委員長及び副委員長が指名した委員が署名しなければならない。

(利用許可申請)

第7条 北栄町中央公民館(以下「公民館」という。)を利用しようとする者は、条例第4条の規定により中央公民館・大栄分館利用許可申請書(様式第1

号)を、館長に提出しなければならない。

(利用許可)

第8条 館長が公民館の利用を許可したときは、中央公民館・大栄分館利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を交付する。

(許可書の提示)

第9条 公民館の利用を許可された者(以下「利用者」という。)は、公民館の利用に際し、許可書を館長に提示し、その指示を受けなければならない。

(利用日及び利用時間)

第10条 公民館の利用日及び利用時間は、次のとおりとする。ただし、北栄町教育委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に休館し、又は利用日若しくは利用時間を変更することができる。

(1) 利用日 1月4日から12月28日まで

(2) 利用時間 午前8時30分から午後10時まで

(読み替え)

第11条 条例第7条第1項の規定により、公民館の管理を指定管理者に行わせる場合、第7条、第8条及び第9条中「館長」とあるのは、「指定管理者」と読み替える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の北条町公民館運営規則(昭和62年北条町教育委員会規則第1号)又は大栄町立中央公民館条例施行規則(昭和46年大栄町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成21年4月1日教委規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月25日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月30日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。